

山武市(千葉県)

(2006年8月17日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2006年3月27日	合併の方式： <input checked="" type="checkbox"/> 新設・編入	
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・ <input type="checkbox"/> 無		
人口 ⁽¹⁾ ：60,614人(高齢化率 ⁽²⁾ 19.2%)	面積 ⁽³⁾ ：146.38k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：64人(法定上限30人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：575人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：0.508	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：91.3%	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：23,606,244千円		
うち、地方税5,169,199千円、地方交付税5,380,000千円		
合併特例債発行予定額13,418百万円／同限度額29,135百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業15.7%、第二次産業29.0%、第三次産業55.3%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併時の数。(5)：暫定予算。(6)(7)：個別推計。(8)：2004年度当初予算額。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧成東町	24,494人	20.1%	47.02k m ²	20人	189人	0.51	92.8%
旧山武町	20,033人	15.3%	52.05k m ²	18人	123人	0.41	75.4%
旧蓮沼村	4,751人	23.9%	9.72k m ²	12人	62人	0.33	87.4%
旧松尾町	11,336人	21.9%	37.59k m ²	16人	122人	0.62	77.5%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併直前の定数。(5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

(1) 合併の理由・目的<⑤財政状況、④少子高齢化、②地方分権推進>
<p>厳しい財政状況と本格的な少子・高齢化社会の到来を見据え、基礎自治体として行政基盤を強化する必要があったため。</p>
(2) 合併のプロセスで重視したこと<⑤新市の名称、①関係市町村間の合意、⑧事務事業の調整>
<p><最も重視したことの具体的な内容></p> <p>協議会において一度確認された名称『太平洋市』について、多くの批判的意見が全国から寄せられたため、再度、住民アンケートを実施し名称『山武市』を決定した。</p>
(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、②議会・議員>
<p><合併推進の具体的な活動></p> <p>合併の必要性について住民理解を得るために、積極的に住民説明会を開催した。また、政策的な判断を要する事項については、首長・議長合同会議を開催し、調整を図った。</p>

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
2003年4月に東金市、九十九里町、成東町、山武町及び松尾町の1市4町による山武地域合併協議会が設置される。同年5月に蓮沼村が加わる。2004年11月東金市において合併の是非を問う住民投票が実施され合併反対多数の結果となる。同年12月東金市が協議会脱退表明をした。その後、臨時協議会を開催し、山武地域合併協議会の廃止が決定される。2005年2月成東町、山武町、蓮沼村及び松尾町にて山武中央合併協議会が設置され合併に至る。	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
上記以外に2002年11月に東金市、大網白里町及び九十九里を加えた7町村で山武地域合併準備会が設置され同年12月に第1回山武地域7町村合併任意協議会が開催され2003年3月までに5回の協議が行われた。新たな合併協議は行っていない。	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
②郡の構成市町村の一部、④一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部	
(4) 合併の端緒	
2005年1月11日に合併関係町村長が協議した結果、合併特例法適用期限内に合併することについて合意された。	
(5) 任意の合併協議会（設置期間：2005年1月21日～2005年1月30日）	
構成メンバー	首長、助役各1名(または収入役各1名)、議員各2名、都道府県職員（総務部市町村課長）、学識経験者各3名 計28名（1町助役、収入役共に不在）
運営上の工夫	2005年3月中に合併申請をすることから限られた期間で円滑なる合併協議をすすめる必要性から、基本4項目を含め重要課題の調整に努めた。
(6) 法定協議会（設置期間：2005年2月10日～2006年3月26日）	
住民発議等	有（直接請求・住民発議）・ <input type="checkbox"/> 無
構成メンバー	首長、助役各1名(または収入役各1名)、議員各2名、都道府県職員（総務部市町村課長）、学識経験者各3名 計29名
運営上の工夫	会議の議事は、全会一致を原則とし、協議の状況はホームページ、協議会だより等で住民に情報提供を行った。また、合併協議会は原則公開とし収容可能な限り傍聴者が入場できるよう努めた。
(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）	
<協議を行ううえでの工夫>	
①～④の合併基本4項目については、法定協議会設置前の任意協議会時に調整を図った。	
<協議開始および決定の時期>	
	(①方式) (②期日) (③名称) (④位置) (⑤財産)
協議開始：	05年2月 05年2月 05年2月 05年2月 05年2月
合意：	05年2月 05年2月 05年3月 05年2月 05年2月
<決定に至るまでに最も難航した項目と解決策>	
	<input type="checkbox"/> ③名称
当初協議会で確認された「太平洋市」について、多数の改名要望、批判の意見が寄せられたため、臨時協議会を開催し対応を協議した。結果、各地区から任意に400名からのアンケートにより決定することになった。アンケートでは、「山武市」が多数を得て決定に至った。	

<p><基本項目①「合併の方式」の決定理由></p>	<p>新設・編入</p>
<p>人口規模、財政状況等の違いはあるが、4町村が同じ立場で協議し、ひとつになる「新設合併」の認識を元に協議会が設置され協議を展開した。</p>	
<p><基本項目②「合併の期日」の決定理由></p>	<p>2006年3月27日合併</p>
<p>①電算統合作業及び合併に向けた各種準備作業を円滑に進めるため。 ②確定申告時期は避ける必要があるため。 ③電算統合のため前日が休日であることが望ましいと考えられたため。</p>	
<p><基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由></p>	<p>公募有・無</p>
<p>決定手続：18歳以上の住民のうち各町村400名を無作為抽出し、往復葉書による募集をおこなった。なお、応募名称に除外は設けず、応募数が最も多いものを採用することとした。 選定理由：有効応募数731通（210種類）のうち、漢字、ひらがなを含めて223通の応募があった「山武市」とした。</p>	
<p><基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点></p>	<p>既存施設・新規建設</p>
<p>地域住民の利便性、交通事情、庁舎の立地条件等を勘案し、合併町村のほぼ中央に位置する旧成東町役場庁舎を新市の事務所とした。また、事務所の機能としては総合支所方式を採用した。 （新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い） 条例に定める主たる事務所ではないものの、それに準ずる機能を持つ事務所とした。</p>	
<p><基本項目⑤「財産の取扱い」> （新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産） 正負ともになし。</p>	
<p>（8）新市建設計画</p>	
<p>計画の期間：10ヶ年 理由 新市建設計画に基づく財政優遇措置が10年間であること。 また、具体的な合併効果が現れるのには数年を要するため。</p>	
<p><策定に当たっての工夫> 新市において必要以上に施策方向を拘束されることのないよう、詳細で具体的な内容については、新市において策定する基本構想、基本計画、実施計画に委ねる旨明記した。</p>	
<p><関係市町村間での調整が難航した項目> 関係町村間におけるバランスの取れた事業配分。</p>	
<p><新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫> 「きらめく自然と笑顔が織りなす ふれあい交響都市」を新市の将来像とし、4つ基本理念、6つの建設の基本目標を掲げ、その下にそれぞれ主要施策を示し、地域の現状を踏まえ、合併後における新市の進むべき方向を整理した。</p>	
<p><新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画（基本計画・実施計画等）の内容> 旧4町村の総合計画を基に、新市を建設していくための基本方針を定め、これに基づく主要施策の実現を図ろうとするものであり、具体的な事業内容までは盛り込んでいない。</p>	

単位：百万円 ()は%	合併前 (2003年度) ⁽¹⁾	財政計画		
		2006年度	2010年度	2015年度
歳入合計	22,905	20,140	19,705	18,834
地方税	5,569(24.3)	5,512(27.4)	5,606(28.4)	5,606(29.8)
地方交付税	6,230(27.2)	6,225(30.9)	5,968(30.3)	6,177(32.8)
歳出合計	21,156	20,140	19,705	18,834
人件費	4,392(20.8)	4,395(21.8)	4,080(20.7)	3,751(19.9)
(参考：一般職員数)	(496人)	(521人)	(480人)	(439人)
公債費	2,384(11.3)	2,176(10.8)	2,149(10.9)	2,445(13.0)
普通建設事業費	4,880(23.1)	3,387(16.8)	3,141(15.9)	2,086(11.1)

(1)2003年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等	
新たな設定・変更等を行っていない。4町村の都市計画は、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において一体的なまちづくりを進めるため、早期に新市の都市計画を策定する。	
(10) 住民への情報提供等	
<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌等の配布（全8号。配布方法：新聞折込） ・住民説明会の開催（延べ2回開催、延べ100人参加） ・HPの開設（2005年2月開設、随時更新、アクセス数不明） ・その他（具体的に：上記協議会広報以外に、従来の町村広報紙も活用） 	
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施	
実施していない。	
(12) 都道府県からの支援	
財政支援：千葉県「ふさのくに合併支援交付金」2億8千万円 合併準備費 500万円 人的支援：合併協議会事務局職員として県職員1名。	
(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
委託費	8,725千円
委託内容	新市建設計画策定、例規一元化、ホームページ開設。

5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (定数特例 (定数 人) ・ <input checked="" type="checkbox"/> 在任特例 (在任期間1年1ヶ月)) ・ 無
その理由	合併初年度は、膨大な重要事項があり、旧町村の意見を十分に反映させるためには、合併を議決した責任からも在任特例が有効と考えられたため。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (2006年11月30日まで特例措置を適用) ・ 無
その理由	合併に伴う事務の空白を生じさせず、旧町村ごとの実情を反映した対応ができるようにするため。合併特例法第8条第1項の規定を適用する。

(3) 三役		
旧成東町	町長は市長選挙日まで職務執行者、助役は不在、収入役は退職。	
旧山武町	町長は退職、助役は不在、収入役は退職。	
旧蓮沼村	村長は退職、助役は不在、収入役は退職。	
旧松尾町	町長は退職、助役は不在、収入役は退職。	
(4) 一般職		
定員管理	今後、定員適正化計画を作成し、実施していく予定。	
給与の調整	<給料表の統一> 原則的に千葉県給料表に基づき統一。 <給与の再調整・再計算> 旧町村間の格差を3年程度かけて調整する予定。	
役職の調整	部制とし、必要最小限の部長職を設け、管理職の中から登用した。その他の職員については、原則として旧町村の職名を継承した。	
(5) 組織・機構の整備方法		
合併と同時に、部・課とも完全に統合。		
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
合併関係4町村とも支所・出張所の設置なし。		
(7) 地域審議会等		
設置の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
その理由	合併により、住民の意見が市政に反映されにくくなるといったことについての対応と地域の実情に応じた施策の展開に対する意向表明の方法。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
4町村に差異がないため、税率調整はなかった。		
(9) 上下水道使用料（調整方針：上水道は当面は旧自治体ごとに従前のおりとする 下水道は負担の低い方に合わせる）		
上水道料金	合併関係4町村中、3町村が広域水道企業団に加入しており、1町が町営水道であったため、合併時においては、旧町村の区域での料金を適用し、今後のあり方については、新市において検討することとした。	
下水道料金	農業集落排水において、1町が既に供用しており、1町が整備中であった。合併前においては、料金に相違があったが、合併時に統一した。	
(10) 上下水道以外の使用料等（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
例外措置	特になし。	
(11) 国民健康保険事業の調整（調整方針：合併年度は現行のおりとして、2006年度から統一する。）		
賦課徴収方法	旧成東町 保険料方式 旧山武町 保険税方式 旧蓮沼村 保険料方式 旧松尾町 保険税方式	2006年4月1日から保険税方式に統一。
所得割	旧成東町 7.00% 旧山武町 7.70% 旧蓮沼村 5.27% 旧松尾町 7.70%	2006年度以降は新市の療養給付費等を推計し必要額を算出し統一する。

資産割	旧成東町 25.00% 旧山武町 29.50% 旧蓮沼村 22.75% 旧松尾町 38.00%	2006 年度以降は新市の療養給付費等を推計し必要額を算出し統一する。
均等割	旧成東町 17,000 円 旧山武町 21,000 円 旧蓮沼村 22,600 円 旧松尾町 18,900 円	2006 年度以降は新市の療養給付費等を推計し必要額を算出し統一する。
平等割	旧成東町 22,500 円 旧山武町 29,000 円 旧蓮沼村 23,500 円 旧松尾町 26,400 円	2006 年度以降は新市の療養給付費等を推計し必要額を算出し統一する。
(12) 介護保険事業（調整方針：合併年度は現行のとおりとして、2006 年度から統一する。）		
第 1 号被保険者の月額 の基準保険料	旧成東町 2,900 円 旧山武町 2,500 円 旧蓮沼村 2,950 円 旧松尾町 2,800 円	合併年度については、現行のとおりとし、2006 年度以降は、新市における第 3 期介護保険計画により統一した保険料とする。
(13) 電算システムの取扱い（新規システムを構築した）		
整備方法	「電算システム統合に関する整備計画書」を作成し、新規電算システムの導入方式、現行システムの移行方式、代表システムの採用方式及び現行システムの並列運用方式に区分し、新規システムを構築した。	
(14) 町・字の名称・区域		
名称・区域の変更	有・無	
変更した場合、その内容と理由	旧成東町と旧山武町に重複した「湯坂」について、旧山武町の字名は、「西湯坂」とした。旧蓮沼村の字は、「イ」「二」「ハ」等であったことから「蓮沼」を冠した字名とした。 旧松尾町については、松尾町を残したいという意向から「松尾町」（まつおまち）を冠した字名とした。	

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：5,610 百万円/10 年間	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	今後策定に取り掛かる予定（2006 年度頃）
総合計画	今後策定に取り掛かる予定（2006 年度頃）
(3) 合併による効果	
<p><⑤行財政の効率化></p> <p>特別職、議員、各種行政委員、職員等の削減により、人件費の節減が約 56.1 億円望まれ、行財政運営の効率化が図れる。特別職は、12 人から 4 人へ減少、議員については、64 人から 24 人に減少する。各種行政委員については、2 割程度の削減が見込まれる。</p>	

<④広域的視点に立ったまちづくりと施策展開>

広域的視点に立つことにより、類似施設の重複投資が避けられるとともに、地域のバランスやニーズに配慮した施設整備が可能になった。

<⑥地域のイメージアップ>

4町村ごとの特性を活かすことにより、より多様な魅力をアピールが可能になった。このことで、交流や安住人口の増加を図り、地域の活性化を図ることが見込まれる。

(4) 合併による問題点と解決策

<①役場が遠くなり不便になる>

旧町村役場で受けることのできた窓口サービス等をそのまま受けられるよう、いわゆる総合支所方式を取り入れ、合併により市民の利便が低下しないようにした。

<③人口が増えるため、住民の声が届きにくくなる>

合併前の各地域に設置される地域審議会の活用により、地域ごとの意見を施策に反映する。

<②中心部と周辺部の格差が増大する>

新市の均衡ある発展のため、施策の展開や予算編成に際して、地域バランスに配慮する。

(5) 残された課題

合併当初は、住民サービスの低下を招かないことに重点をおいた総合支所方式を採用しているが、効率的な組織形態とは言えず、合併の目的のひとつである経費削減効果は、現状のままでは望めない。したがって早期に本庁方式へ移行していく必要がある。